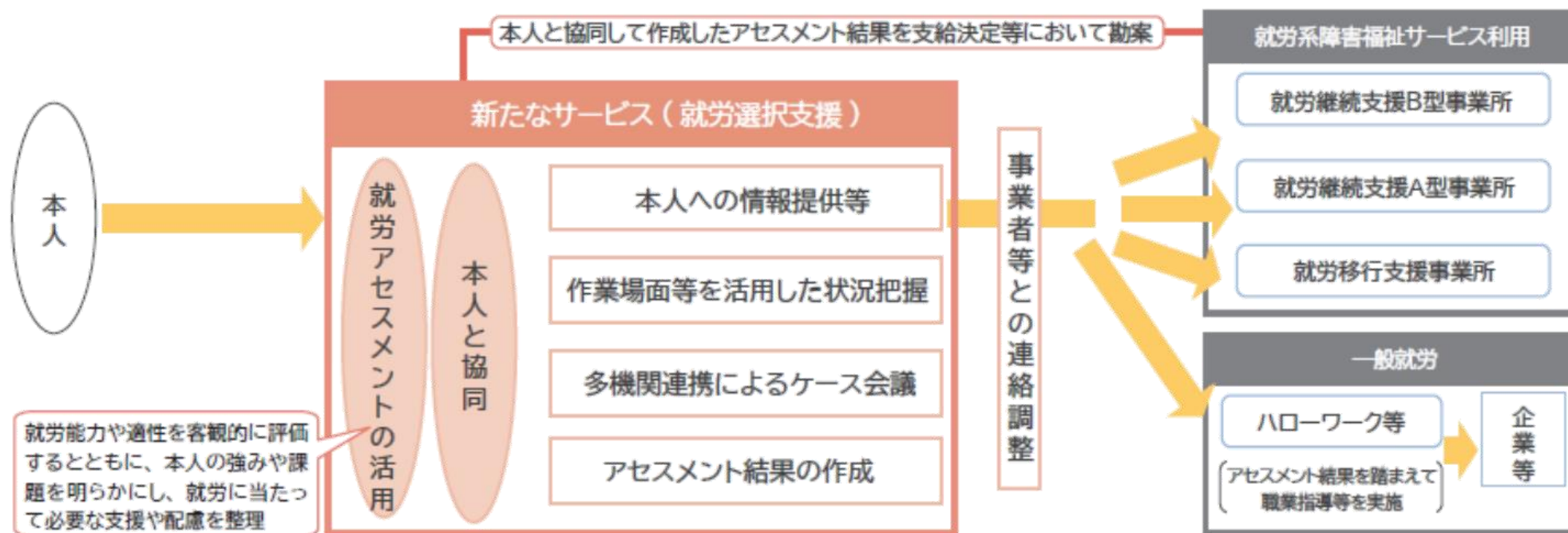


就労選択支援について

秋田市障がい福祉課

就労選択支援の概要

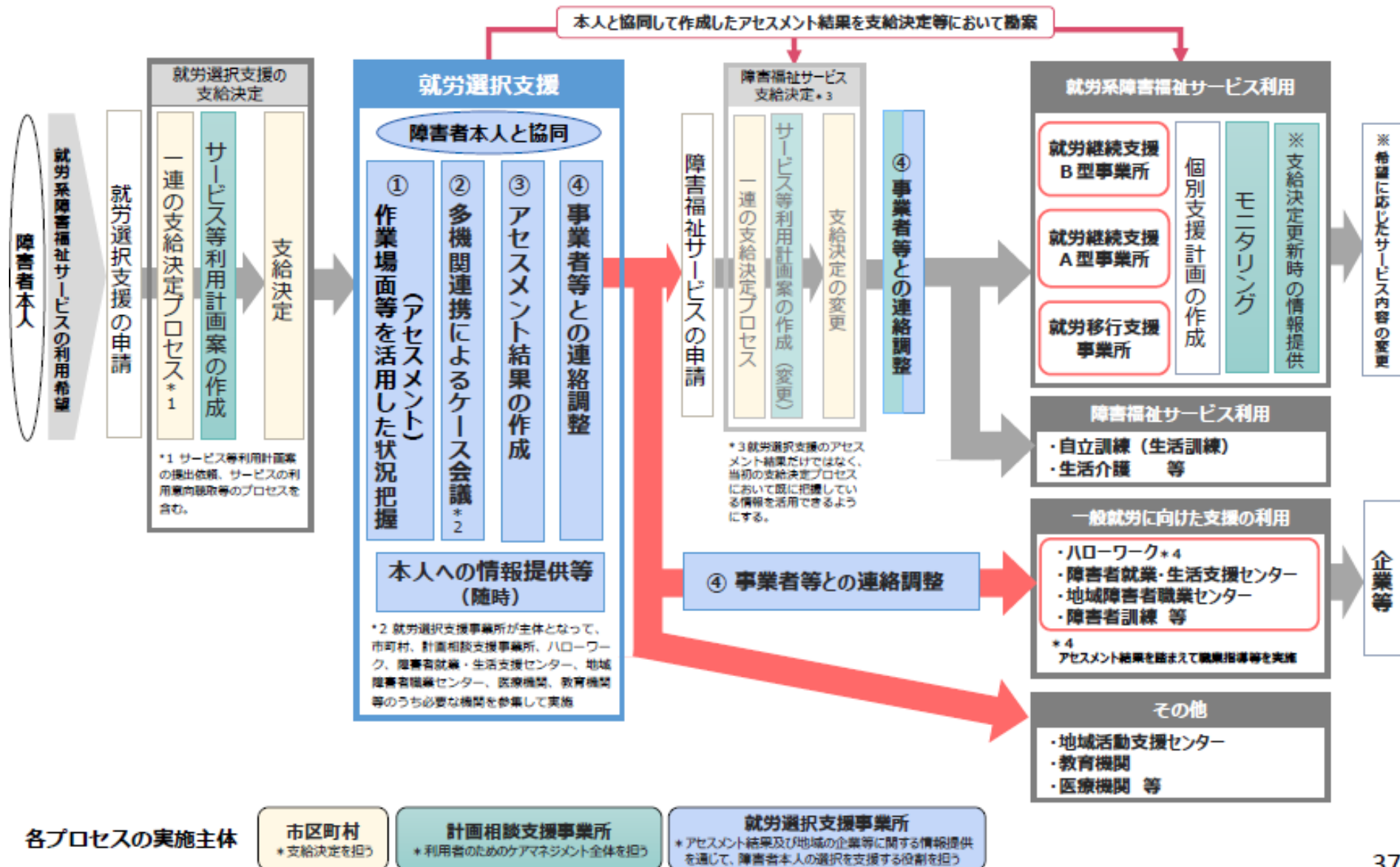
障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するもの。



対象者について

サービス種類		新規利用	更新
就労継続支援 B型	現行の就労アセスメント対象者 (就労経験がない者など)	令和7年10月 から原則利用	希 望 に 応 じ て 利 用
	就労経験がある者など	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		希望に応じて利用 ※令和9年4月 から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から標準利 用期間を超えて更新を希 望する者は原則利用

就労選択支援の基本プロセスについて



人員配置について

- 就労選択支援員（常勤換算で利用者数を15で除した数以上）

※一体的に運営する就労移行支援事業所等の常勤の直接処遇職員は、サービス提供に支障が無い場合は兼務可能であり、兼務を行う時間帯について、常勤換算上の勤務時間に算入できる。

- 管理者（管理上支障がなければ兼務可能）

- サービス管理責任者の配置は不要

※個別支援計画の作成は不要

就労選択支援員の要件について

●就労選択支援員養成研修を修了すること

経過措置として、令和9年度末までは、障害者の就労支援に関する基礎的研修(※1)又はこれに相当する研修(※2)を修了した者を就労選択支援員とみなす。

※1:令和7年厚生労働省告示第89号に規定する研修(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第20条第4号及び第22条第5号の規定により障害者職業総合センター及び地域障害者職業センターが行う研修のうち雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与するものその他厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める研修をいう。)

※2:基礎的研修と同等以上の研修とは、以下の研修とする。

- ・就業支援基礎研修(就労支援員対応型)
- ・訪問型職場適応援助者養成研修
- ・サービス管理責任者研修専門コース別研修(就労支援コース)
- ・相談支援従事者研修専門コース別研修(就労支援コース)

就労選択支援員養成研修の受講要件

●障害者の就労支援に関する基礎的研修を修了していることや「障害者の就労支援分野の勤務実績」(※)が通算5年以上あることとする。

令和9年度末までは、基礎的研修と同等以上の研修の修了者は就労選択支援員養成研修を受講できることとする。

※ 「障害者の就労支援分野の勤務実績」とは、以下の実績を指す。

- ・ 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所及び就労定着支援事業所における管理者、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員、就労支援員及び就労定着支援員
- ・ 障害者職業センターにおける職業カウンセラー、職場適応援助者(企業在籍型を除く。)
- ・ 障害者就業・生活支援センターにおける生活支援担当者、就業支援担当者
- ・ 障害者職業能力開発助成金による能力開発訓練事業を行う機関における就職支援責任者、訓練担当者
- ・ 令和9年度末までに基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修を修了していることを以て就労選択支援員として勤務した実績

実施主体について

- 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であること

- 過去3年以内に当該事業者の事業所において合計3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの

その他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者

報酬の算定について

●基本報酬 就労選択支援サービス費1,210単位／日

報酬算定の対象	利用者に対して、直接支援を行った場合
	利用者が同席する多機関連携会議等
報酬算定の対象外	関係機関との連絡調整等のみなど、利用者の参加を伴わない場合

●特定事業所集中減算 200単位／日

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算するもの。

支給決定について

- 支給決定期間は原則1か月とする。

支給決定期間を延長することは原則想定していないが、1か月の支給決定を行い、支援開始後に例外事由に該当することが明らかになった場合に限り、一度のみ、再度1か月の支給決定を行って差し支えない。

- 他のサービスとの同一日の利用について

放課後等デイサービスおよび障害児入所施設については同一日に併給可能。

障害福祉サービスの日中活動サービス(※)とは併給不可。

どちらも日額報酬であり、日中のまとまった時間帯の支援が想定されていることなどから支援の重なりがあると考えられる。

※生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)

指定申請について

●ホームページへ必要書類等を掲載(ページ番号 1011433)

●就労選択支援は、働きたい意欲のある障がい者の今後の就労や働き方に密接に関わる支援であり専門的・中立的な役割が期待されるため、その役割を果たせるか以下のような観点で確認することが望ましいとされている。

- 就労選択支援事業を実施する目的や理念
- アセスメント環境や支援員を確保できているか
- 地域との連携体制を構築できているか
- 第三者から適切な評価を受けているか
- 他の就労系サービスの支援状況や経営状況
- 情報公表の状況

参考資料

- 就労選択支援の実施について

(障障発0331第3号令和7年3月31日 付け厚生労働省社会・援護局通知)

- 「就労選択支援実施マニュアル」の送付について

(令和7年4月21日付け厚生労働省社会・援護局事務連絡)

- 行政説明 就労選択支援について

(令和7年3月13日付け厚生労働省社会・援護局資料)